みよし市告示第 80 号

次の送達すべき書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったことから、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、みよし市市民経済部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年１１月４日

みよし市長　小　山　　祐

1　送達を受けるべき者の氏名

別紙一覧のとおり

2　送達すべき書類

令和８年度市県民税森林（普徴）２期分督促状兼領収書

No	送達を受けるべき者の氏名
1	TAGAWA VINICIUS YUJI
2	髙杉 浩二
3	彦坂 翼
4	吉村 祐司